

## 大多喜町教育大綱

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。大多喜町では、平成27年11月に策定された大多喜町第3次総合計画（平成28年～37年）を受けて「大多喜町教育大綱」を定めました。

### 【基本方針】

- 明日の大多喜を担う子どもたちの生きる力や郷土愛を育む教育を推進するとともに、地域ぐるみによる青少年の健全育成を進めます。
- 町民が生涯を通して学習やスポーツ活動を行える環境を整えるとともに、地域の歴史や文化、芸術に親しむ機会の充実を図り、郷土に誇りを持ち自分のまち・国を大切にする「人づくり」を推進します。

### 【取組の柱】

#### 子ども教育

次代を担う子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに郷土への愛着を深めることができるよう、家庭や地域と連携しながら、幼児教育や学校教育の充実を図ります。また、町の歴史や文化に関する教育を推進します。

#### 青少年健全育成

青少年が将来の本町の担い手として健全な心と体が育成されるよう、家庭や学校、関係機関・団体等が一体となって、その活動を推進します。

#### 生涯学習、スポーツ

町民一人ひとりが生涯を通して自己を高めることができるよう、誰もが気軽に学習活動やスポーツ活動を行うことができる環境を整備するとともに、活動成果の地域への還元を促進します。

#### 芸術・文化

芸術・文化に関する団体の育成・支援、活動成果の発表の場の充実など、町民の芸術・文化活動を促進するとともに、町民が地域の歴史や文化に触れる機会を拡充し、生きがいと心の豊かさ、郷土への愛着を醸成します。

#### 国際交流・地域間交流

国際交流推進体制を強化し、国際交流活動を活性化させることにより、多文化共生社会の構築を推進します。

他の地域の文化や人との交流を促進することにより、地域の活性化や心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

